

福祉

児童手当制度

●目的

児童手当は、児童を養育している方に手当を支給することにより家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的にしています。

●支給対象

児童手当は、12歳到達後の最初の3月31日までの間にある児童（小学校修了前の児童）を養育している人に支給されます。ただし、前年（1月から5月までの月分の手当については前々年）の所得が一定額以上の場合には、所得制限により児童手当は支給されません。

●支給額（月額）

- 3歳未満 一律1万円
- 3歳以上
 - 最初の子ども 5千円
 - 2人目の子ども 5千円
 - 3人目以降の子ども 1万円

●支払時期

児童手当は、原則として毎年2月、6月、10月にそれぞれの

前月分まで支給されます。

●支給手続き

児童手当は、児童を養育する家計の主たる生計維持者が申請し、住所地の市区町村長（公務員は勤務先）の認定を受けることにより、申請をした日の属する月の翌月から開始（一部特例があります）され、支給事由の消滅した日の属する月分で終わります。

●必要な手続き

- 新たに支給資格が生じたとき（出生、転入など）
- 子どもの養育状況を確認するため受給者が年1回6月に提出する現況届
- 引越など受給者や子どもの住所が変わるとき
- 子どもが増えるなどして手当の額が増えるとき

ひとり親家庭 巡回相談

ひとり親家庭（母子・父子家庭）、寡婦のみなさまへ

鳥取県では、ひとり親家庭や

寡婦の方を対象として、巡回相談を行います。母子自立支援員が身近な場所で相談に応じます。秘密は厳守しますので、お気軽にお出かけください。

■相談内容

- 暮らし向きのこと
- 子どもの養育や学費のこと
- 就職・転職・資格取得など
- ★相談内容によっては、法律の専門家、他の相談機関を紹介することもあります。

■日程 ※いずれの会場も時間は13時から17時まで

- 6月1日（日）保健福祉センターだいでせん
- 7月6日（日）名和公民館
- 8月3日（日）中山農村環境改善センター

★ご都合の良い日、ご都合の良い会場におこしください。

★場所が変更になる場合があります。事前にご確認ください。

■問い合わせ先

鳥取県西部総合事務所福祉保健局 福祉支援課 母子高齢者係

☎0859・31・9308

旧日本赤十字社 救護看護婦及び 旧陸海軍従軍看護婦の皆様へ

内閣総理大臣名の書状を贈呈します

先の大戦において、外地など（事変地の区域または戦地の区域）に派遣され、戦時衛生勤務に従事された旧日本赤十字社救護看護婦および旧陸海軍従軍看護婦の方（慰勞給付金受給者を除く）に対して、そのご労苦に報いるため内閣総理大臣名の書状を贈呈しています。

請求期限は平成21年3月31日までです。詳しくは左記までご連絡ください。

◆ご本人またはご家族などからのご連絡をお待ちしています。

◆問い合わせ先

総務省大臣官房管理室 業務担当

☎03・5253・5182
FAX03・5253・5190

児童手当 現況届提出は 6月30日(月) までです

児童手当を受給している方は、毎年6月1日現在の状況を記入した「現況届」を提出することになっています。

この届は、児童手当を引き続き受ける要件があるかどうかの確認をするためのものです。現況届の提出がないと6月からの手当が受けられなくなりますのでご注意ください。

提出書類は各家庭にお届けします。要領をよく読み期限までに提出してください。

提出期限は6月30日(月)です。

◆提出及び問い合わせ先

- 本庁住民生活課
☎0859・54・5210
- 中山支所総合窓口課
☎0858・58・6112
- 大山支所総合窓口課
☎0859・53・3311